

府中市防犯機器等購入助成金交付要綱

令和7年10月30日

要綱第128号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、住宅における防犯機器等を購入する者に対し、府中市防犯機器等購入助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯機器等」とは、次に掲げる防犯性能の向上に資する機器等であって、市長が認めるものをいう。

- (1) 防犯カメラ
- (2) 錠
- (3) サムターンカバー
- (4) ロックカバー
- (5) 防犯フィルム
- (6) センサーアラーム
- (7) センサー付ライト
- (8) ダミーカメラ
- (9) カメラ付インターホン
- (10) 面格子
- (11) 防犯砂利

2 この要綱において「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、府中市に居住し、住民基本台帳（住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている者で、自ら居住する住宅又はその敷地内に防犯機器等の設置（既存の防犯機器等との交換を含む。以下同じ。）をする者とする。

(助成対象経費等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、防

犯機器等の購入及び設置に要した費用(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(助成額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額とし、2万円を上限とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、防犯機器等の設置をした後、各年度に市長が指定する期間内において、申請書に領収書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、同項の期間内において一戸の住宅につき1回を限度とする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合においては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否について、通知書により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに市長に対し、請求書により助成金の交付を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を行った交付決定者に対し、助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、交付決定者に対し、当該命令に係る助成金の受領の日から返還までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、当該返還した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

2 第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、当該納付した額は、当該返還を命じた補助金等の額に充てるものとする。

(延滞金)

第13条 市長は、交付決定者に対し、第11条の規定により助成金の返還を命じた場合において、交付決定者が当該命令に係る助成金を期限までに返還しなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ、未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

(様式)

第14条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月30日から施行する。